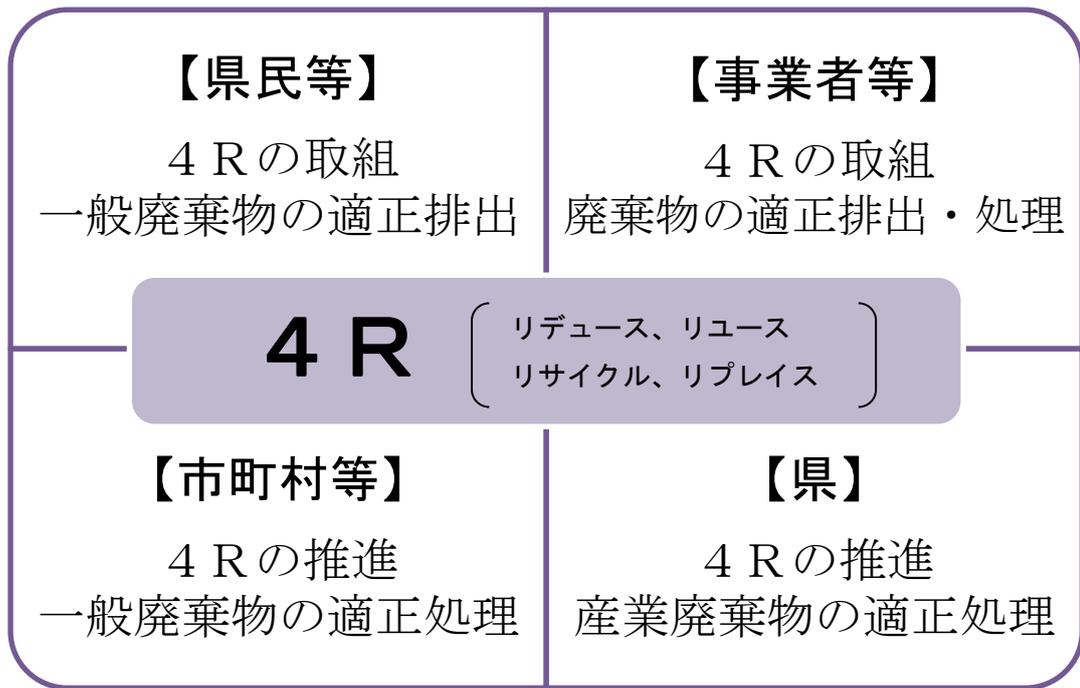


第3章 各主体の役割

廃棄物の4R及び適正処理を推進し、循環型社会を実現するためには、県民、排出事業者、廃棄物処理業者、市町村、県等の適切な役割分担による主体的な取組と、各主体間の連携・協働が必要です。



1 県民、地域・NPO(市民活動団体)の役割

県民等は、日常生活の中でごみを排出していることから、自らの日常生活における一人ひとりの行動が重要であることを認識し、行政の施策に積極的に協力し、自ら取組を進めて4Rに努めます。具体的な取組例として、以下のようなものが挙げられます。

- ・商品の購入に当たっては、不要なもの（過剰な包装など）は断ることや容器包装の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、再生品、環境に配慮された商品を選択すること（例：長野県版エシカル消費）等に努めます。
- ・購入した商品の使用に当たっては、修理の励行等によりなるべく長期間使用することや不要となった場合には他者に譲渡して有効利用すること等に努めます。とりわけ食品については、期限表示に関する正しい理解を深める、適量の購入等による食品ロスの削減に資する購買行動、食品の食べ切り、使い切り等に努めるとともに、外食における適量な注文、食べ残しの削減を徹底します。
- ・一般廃棄物の排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて適切に排出を行いリサイクルに協力するとともに、各種リサイクル法に基づくリサイクル料金の適正な負担や引渡しを行います。

2 事業者の役割

(1) 排出事業者

排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務があることを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら取組を進めて4Rに努めます。具体的な取組例として、以下のようなものが挙げられます。

- ・消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の減量・簡素化に努めます。
- ・繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、部品を容易に交換できる構造の商品、製品が壊れた場合に容易に修理することができる設計の商品の製造又は販売及び修繕体制の整備に努めます。
- ・単一素材化された商品、分解・分別・収集・運搬の容易な設計の商品、再生利用が容易な設計の商品、廃棄物を原料とした商品等の製造又は販売に努めます。
- ・植物などの再生可能な有機資源由来の素材等への代替の検討、製品のライフサイクル全体における環境影響の評価に基づく設計、破碎・焼却の容易な設計の商品及び適正な処理が困難とならない商品の製造又は販売、環境に配慮された商品の使用等に努めます。
- ・食品関連事業者は、サプライチェーン全体で発生している食品ロスの把握及び削減とともに、食品循環資源の再生利用等に努めます。
- ・県民に長野県版エシカル消費を促し、4Rが円滑に実施されるよう、製品・部品の材質名、処理時における安全性確保及び環境負荷低減のための注意事項等の情報を、ホームページ、製品本体、取扱説明書等に記載する等、必要な情報の提供に努めます。
- ・産業廃棄物と一般廃棄物について、減量化に取り組むとともに、適切に分別した上で排出します。また、発火の危険性のあるリチウムイオン電池が使用されている使用済製品の適切な排出等に特に留意するよう努めます。

(2) 廃棄物処理業者

廃棄物処理業者は、排出事業者の処理を補完し、委託された廃棄物を適正に処理する義務があることを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら廃棄物処理技術にかかる調査研究を行い、取組を進めて4Rに努めます。

特に中間処理の段階においては、分別を徹底し、極力再生利用に努め、最終処分量の低減に努めるとともに、焼却等から生じる熱や電力を地域に還元するなどエネルギーを無駄なく使い、循環型社会の推進に努めます。

また、2050 ゼロカーボンの実現の観点を踏まえ、廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量の削減等に向けた取組に努めます。

3 市町村・一部事務組合・広域連合の役割

市町村等は、区域内の一般廃棄物を適正に処理するとともに、住民、排出事業者、廃棄物処理業者、県及び国と連携し、自ら取組を進めて区域内の4Rを推進します。

特に区域内の食品ロスやプラスチックごみの削減に取り組むとともに、住民への普及啓発に努めます。

また、2050 ゼロカーボンの実現の観点を踏まえ、一般廃棄物処理に伴う温室効果ガスの排出量の削減等に向けた取組の推進に努めます。

4 県の役割

県は、県内における廃棄物の状況を把握するとともに、県民、排出事業者、廃棄物処理業者、市町村及び国と連携し、自ら取組を進めて県内の4Rを推進します。

特に県内の食品ロスやプラスチックごみの削減に取り組むとともに、循環経済への移行を推進します。

また、域内の持続可能な適正処理を確保するため、ごみ処理の広域化・集約化を進める等、循環型社会形成の推進に努めます。

◎コラム 長野県版エシカル消費とは？

「エシカル (ethical)」とは倫理的、道徳的という意味です。エシカル消費は、ものやサービスを選ぶときに、自分の消費によって誰かが傷ついていないか、環境を破壊していないかといった、世の中に与える影響を考え、よりよい消費行動を行うことです。

長野県ではエシカル消費の概念（「環境」「人・社会」「地域」に配慮した消費行動）に健康長寿県として「健康」を加えた「長野県版エシカル消費」を進めています。

「環境」に配慮した消費とは？

- ◆使い捨てのものではなく長く使えるものを選ぶ
- ◆リユース製品・リサイクル製品を選ぶ
- ◆利用時に環境負荷の少ない商品を選ぶ（省エネ製品など）等

「地域」に配慮した消費とは？

- ◆地産地消の商品を選ぶ
- ◆地元商店街で買い物をする
- ◆被災地などの地場産品を購入して応援する
- ◆伝統工芸品を使ってみる 等

「人」や「社会」に配慮した消費とは？

- ◆障がい者就労支援施設などの製品を選ぶ
- ◆フェアトレード（※）製品を選ぶ
- ◆働きやすく、誰もが活躍できる職場で作られた製品を選ぶ
- ◆寄付付きの商品を選ぶ 等

「健康」に配慮した消費とは？

- ◆野菜たっぷり・塩分控え目な食事を心がける
- ◆健康診断・人間ドックを受ける
- ◆マイカー使用を控えて歩く 等

(※)一般的には経済的、社会的に立場の弱い生産者に対して、通常の国際市場価格よりも高めに設定した価格で継続的に農作物や手工芸品などを取引することで、発展途上国の自立を促す事が目的
(出典：外務省ホームページ)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/kyoumi/faq06.html